

医療制度改革に関する「新しい高齢者医療制度の創設」について

平成十五年三月二十六日

保守新党

今般、医療制度改革に関する基本方針が閣議決定される運びとなった。

このうち、新しい高齢者医療制度の創設については、わが党がかねてから主張してきたものであり、昨年二月六日、健康保険法等の改正案の政府与党間協議に際しても、この問題に関するわが党の基本的考え方を明らかにするとともに、政府・与党として真剣に取り組むべきであることを強く申し入れたところである。

こうした経緯に鑑みれば、今般取りまとめられた基本方針において、高齢者医療制度の創設が明記されたことは、ようやく改革への一歩を踏み出したものとして評価したい。

しかしながら、基本方針において、後期高齢者に公費を重点化することとされているが、高齢化の急速な進展に伴い今後増大する国庫財源を確実に賄っていくための方途が明らかであるとは言いがたい。

世界に誇る我が国の医療保険制度を持続可能なものとしていくためにも、今後、高齢者医療制度について、安定的な国庫財源の確保が不可欠であり、その具体的方策について、政府・与党が一体となって真剣に取り組み、制度創設までに結論を得るべきである。

右、申し入れる。